

## 移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について

平成23年 8 月30日  
全 国 知 事 会

「一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限」のうち速やかに着手するものについて、本会の意見を申し述べる。

本会は昨年7月に政府に提出した報告書に基づき「重点分野」「最重点分野」の事務の速やかな移管を求めてきたが、府省が提示した事務は自己仕分け結果とほとんど変わらず、国と地方の協議は平行線のままである。

こうした状況を踏まえ、7月1日のアクション・プラン推進委員会において「協議を前進させるため、地方として先行的に移管を求める事務を3つ程度に絞って提示すること」を要請されたところである。

「重点分野」「最重点分野」の事務の速やかな移管を求める本会の主張は何ら変わるものではないが、現在の膠着状態を打破するため、アクション・プラン推進委員会の議論を踏まえ、特に先行的に移管を求める事務の絞り込みを行うこととした。

その結果、地方自治体における政策展開の自由度を向上させ、出先機関の原則廃止に向けた着実な一歩を踏み出す観点から下記1の事務を選定したので、まずはこれらの先行移管を求めるものである。

政府・地域主権戦略会議には、地方の意見を踏まえ、自ら主導性を発揮して下記2点に取り組むことを強く求める。

## 記

1 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。

## (1) 地方農政局

・農地の転用に関する事務

## (2) 経済産業局

・中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務

- ・新規産業の環境整備に関する事務
- ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務
- ・中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務
- ・中心市街地の活性化に関する事務
- ・企業立地促進に関する事務      など

### **(3) 地方運輸局**

#### **・ 利便性の高い交通体系の構築に関する事務**

- ・旅客自動車運送事業の許認可等
- ・自動車運送事業に対する助成
- ・総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括 など

なお、事務の総合性を確保するためには上記事務を所管する組織（部）単位で移管することが望ましく、地方としては積極的に組織単位での移管を受け入れる所存である。

**2 上記1以外の事務・権限で、本会が「重点分野」「最重点分野」としている事務についても、移管に向けた協議を行うため、早急に工程表（案）を示すこと。**